

## 研究ノート

中世後期の集団間紛争の解決における  
「罪科の成敗」

—住宅破却・焼却の「成敗」を中心に—

前川祐一郎

はじめに

本稿の主たる目的は、中世後期の集団間紛争<sup>(1)</sup>の和解・調停や、公権力とは直接関わりをもたない地域的裁定における、「罪科（の成敗）」や「検断」などの史料用語（本稿では便宜的に「罪科の成敗」の語で代表させる）であらわされた紛争処理・解決のあり方を明らかにすることにある。とりわけ本稿が追究したいのは、おそらく「罪科の成敗」の中に含まれるとみられる、被害者側の復讐の行動・論理とは別の脈絡から、加害者本人の「罪」を追及しようとする紛争解決のあり方である。こうした紛争解決を、国家的権力の裁判ではなく、右のような紛争解決の場にさぐろうとするのは、以下のような理由による。

ところで、当該期の社会における紛争解決慣習にも、例えば藤木氏の研究以前に勝俣鎮夫氏が明らかにされた「大法の成敗」（殺人事件の加害者を、彼の属する集団が処刑することによる紛争和解方式）のごとく、「罪科の成敗」を含むとみられるものが存在する。したがって、公権力の裁判以外の紛争解決の場における「罪科の成敗」のあり方を探求することはおそらく可能であり、先学の研究視角を継承し、当該期の「下から」の自力救済否定を描き出すために不可欠な作業となるものと予想される。

日本の中世社会は、私闘や私的復讐による権利や名誉の保持・回復が当然とされた、いわゆる自力救済行為の支配的な社会であり、しかもその「自力」が個人ではなくその所属集団の力、すなわち集団的な実力行使として発現していた点に大きな特徴がある。<sup>(2)</sup>

問題は、当該期には、例えは被害者側が加害者「成敗」と称し

しかし当該期から近世初頭にかけての戦国大名や統一政権は、私的復讐や私闘、および集団的な実力行使を制限・否定して、これらの行為を究極的には社会秩序の維持という観点から「罪科」とみなす紛争処理を志向している。こうしたいわば「上から」の自力救済否定の動きを、実は中世後期の在地社会における紛争解決の様々な慣習に裏付けられた「下から」の動きの結実とみる学説を提起したのが、藤木久志氏<sup>(4)</sup>である。その後、先学の研究によって、当該期の在地社会における紛争解決の研究は大きな進展をみせている<sup>(5)</sup>。本稿もまたかかる先学の研究視角に学ぶものであるが、先学による紛争解決の慣習や習俗の研究に、「罪科の成敗」に対する探求がむしろ手薄であることは、研究史上の一つの課題であると思われる。なぜなら、右に述べた当該期から近世初頭の公権力による紛争解決の志向と、先学の明らかにされた「自力」の慣習・習俗との間に、むしろ大きなギャップが存在するとみられるからである。

て事実上の復讐を行うケースや、いわゆる同害刑のごとく、復讐の論理を反映した「成敗」形態が存在するなど、「罪科の成敗」と復讐とが混在しえ、その判別が容易ではないことである。そこで本稿では、被害者側の復讐とは区別された「罪科の成敗」を分析するために、「成敗」の形態、特に、加害者などの住宅の破却・焼却行為に注目してアプローチすることにしたい。その理由は、当該行為の本質については先学の間に見解の相違があるものの、少なくとも集団や領域内の種々の犯罪に対しても行われる場合、同時代の人々に「住宅検断」すなわち何らかの「罪科の成敗」と認識されていたことは疑いがないからである。<sup>(7)</sup> しかも「住宅検断」を、被害者側の復讐として存在した当該行為の代行、あるいは放火犯のみに対する同害刑とみるのは困難であり、かかる理解をとる学説も皆無である。すなわち、復讐とは別の脈絡による「罪科の成敗」の探求という本稿の目的に最もふさわしい対象と思われるるのである。

しかし、畿内近国地域を中心に、集団間紛争の解決の場に散見される住宅破却・焼却行為を、従来の住宅検断研究が特に区別して論じることはなかった。むしろ、「解死人を引く」作法とともにに行われる「煙を立てる」作法と位置づけられ、「罪科の成敗」よりも一種の謝罪・贖罪の儀礼としてのみ理解されてきたのである。<sup>(8)</sup> したがって本稿ではまず、集団間紛争の解決の場において、「煙を立てる」作法とは異なる、「罪科の成敗」としての当該行為を発見することから探求をはじめなければならない。

おおよそ以上のような関心と問題設定から、本稿ではまず、集

団間紛争の和解・調停などの場における、被害者側の復讐とは異なる「罪科の成敗」としての住宅破却・焼却行為の存在を明らかにし、これを「煙を立てる」作法と対比することをとおして、当該期の在地社会の紛争解決の中にみえる「罪科の成敗」のあり方をさぐることにしたい。

### 一 加害者側集団による加害者成敗

本章では、中世後期の集団間紛争の和解・調停における「罪科の成敗」としての住宅破却・焼却行為の存在を明らかにし、それが被害者側の復讐の行動・論理と区別しうる「成敗」といえるかを検討したい。まず、以下の集団間紛争の和解・調停の事例にみえる住宅破却・焼却行為は、「罪科の成敗」としての当該行為の一つの型を示すとみられる。

**【事例1】** 永享二年（一四三〇）、奈良転害郷の藤丸なる宿屋での宿泊をめぐるトラブルから、畠山満家の被官榎本某らが抜刀して宿の下女に斬りつけ、騒ぎをきいて集まつた同郷内の「在地人」によって逆に殺害されてしまう事件があつた。<sup>(9)</sup> 被害者の主人たる満家の「訴訟」をうけた室町幕府は、大和の事実上の守護たる興福寺に、藤丸宿の亭主の身柄の「掲進」と、宿屋を大路に運び焼却することを命じた。この命令内容は「被仰興福寺発向検断」ともいわれ、興福寺の履行の結果この事件は解決したが、その際、

凡此事、其身狼藉自業自得也、然者為後昆全不可有宿之咎之由、学侶及評定、然而畠山挿鬱結、定以非分輩、

為「南都人」者於「京都」可レ散レ鬱歟、然者却而不可レ然、猶如

「此可レ致「沙汰」之由、上意之趣也、仍応御下知云々、と伝えられるごとく、同寺の学侶は、この事件は被害者の「自業自得」ゆえに藤丸宿には「咎」はないとして反対したという。しかし、被害者側が遺恨を抱き、事件とは直接関係のない「南都」の人間が京都で報復をうける事態となつてはかえつてよろしくないであろう、との幕府の意向を興福寺側がくみとり、この「検断」は実行された。

【事例2】嘉吉三年（一四四三）、丹波水所保の地下人が、守護細川氏の領する日置山の柴木を誤って刈つてしまふ事件がおこつた<sup>(10)</sup>。元々この山は守護方の検断によって「押領」（闕所）されたといい、水所保の領主清原業忠としては当然、守護方の検断権行使による更なる「押領」を恐れたと想像される。ところが被害者側である「守護」細川持賢からは、

御料所之事候上者、自「本所」可レ被「罪科」地下人也、万一令

レ對「押本所之成敗」者、承候て為「守護堅可致「罪科」也、先為

本所「可レ被「糺明」之由、有「返答」之間、

と、まず「本所」から犯人の「罪科」を行ふようにとの要請があつた。これをうけた清原業忠は早速現地に使者を派遣し、「八郎三郎・九郎五郎等為「張本人」之由、自「地下」差申之間、召「捕之」、於「屋内」者毀出焼払」と伝えられるように、犯人の逮捕とその住宅の破却・焼却が実行された。犯人はさらに京都に連行の上「禁獄」されたが、犯人の一人は「地下」の反対によつて「禁獄」を止められている。<sup>(15)</sup> この「罪科」の実行により事件は無事落

着した。

【事例3】天文九年（一五四〇）、大坂寺内町の住人郷戸屋が、彼を人質に取ろうとした山中蔵人の被官と喧嘩となり、逆にこれを殺害する事件がおこつた<sup>(16)</sup>。加害者の領主たる本願寺は、山中と同じ細川晴元被官の木沢長政とその被官中坊に仲介を依頼し、以下に伝えられるような和解が成立した。

先度喧嘩之儀、此間以「種々之扱」、彼郡戸屋者（藏人方ニトラヘラレタルモノ也）令「逐電」、其家壞レ之、河縁ヘ出之揚レ煙（但依「中坊意見」雜々物少シ燒レ之、彼材木即其地ニ垣ヲシテ可レ置之由候、）即属「無事」候、一昨日歟、郡戸屋事隨「見合」可レ相果「候、又其方も可「其分」之由、木沢方へ上野遣（下間頼慶）一行訖、就「壞」彼家「儀」、從「山中方」出「見使」、中坊も被「出候キ、すなわち、本願寺は加害者郷戸屋を「逐電」扱いとして見付け次第殺害することとし、その住宅を破却したうえ一部焼却し（煙を揚げ）て、被害者側と和解したのである。

右の三つの事例のうち、【事例1】【事例2】では、犯人ないしそれに準ずる者の身柄拘束とその住宅の破却・焼却とを「罪科」「檢断」と呼んでおり、【事例3】でも、加害者の保護権を剥奪した追放（事実上の死刑宣告）とセットで当該行為が行われている。<sup>(18)</sup> したがつて、これらはいずれも、加害者「成敗」の一環たる住宅検断とみられる。しかも、右の「罪科の成敗」としての住宅破却・焼却には、次の二つの共通点がある。

第一は、破却・焼却されたのが、事件における直接の加害者、もしくは事件の発端となつた本来の当事者（当時の言葉でいう「本

人」の住宅であることである。【事例1】で藤丸宿亭主に「咎」はないとの反対意見の存在したことは、逆にいえば直接の加害者ではないものの、「咎」のある「本人」として成敗が求められたことを示している。また、【事例3】で被害者側と調停者が「彼の家を壊す儀に就」いて「見使」を派遣した目的の一つは、破却対象が実際に加害者の家であるかを検分することにあったと思われる。

第二は、住宅破却・焼却を含む「成敗」主体の、当該紛争における立場である。その主体は、【事例2】【事例3】では加害者の領主、【事例1】では加害者や「本人」の属する国の守護であるが、問題は、これら「成敗」主体が当該紛争における中立の第三者ではないことである。この点、最も示唆的なのが【事例1】である。興福寺の「検断」は、形式的には幕府の執行命令にもとづくものであるが、先述のごとく、その実行を決定づけた動機は、事件と直接関係のない「南都の人」に被害者側の報復が及ぶことへの危惧であった。すなわち実質的には、当該期の集団間紛争に特徴的な、個人とその所属集団とが一体視される関係、いわゆる「集団責任の原理」<sup>(19)</sup>を前提として、むしろ加害者側集団の代表として「成敗」を実行したとみられる。この、加害者側集団による加害者の「成敗」という関係は、【事例3】はもちろん、一見守護と本所との検断管轄の問題のごとくみえる【事例2】においても成り立つ。さきにみた守護から本所の「成敗」要請は、被害者の領主としての守護から、加害者の領主たる「本所」になされたものだからである。

中世後期の集団間紛争の解決における「罪科の成敗」（前川）

このように、右の三つの紛争事例から抽出される、集団間紛争の和解にみられる「罪科の成敗」としての住宅破却・焼却行為は、「加害者側集団による加害者成敗」（以下、「加害者側集団の成敗」と略記する）の一環、というパターンである。そこで以下、この「加害者側集団の成敗」としての住宅破却・焼却が、被害者側の復讐の論理・行動とは別の脈絡による「罪科の成敗」といえるかどうかを検討したい。

まず注目されるのは、「加害者側集団の成敗」における「成敗」主体の問題である。先述のように、当該期には、被害者側が「罪科の成敗」を自称して事実上の復讐を行い、かえって紛争を激化・拡大させてしまうケースも散見されるが、右にみた「加害者側集団の成敗」は、こうした事実上の復讐の混在する余地がないばかりか、有効な紛争解決方式として機能していたことが明らかである。しかも、右の三事例の被害者側が、復讐実行能力を欠いた存在であったとはおよそ考えがたく、【事例2】のごとく、守護としての「成敗」権限を有した被害者側でさえ、（やや特殊な事情があるとはい）まず加害者側領主の「成敗」を優先させているのである。すなわち、単に被害者側の復讐実行困難などの消極的理由からではなく、むしろ加害者本人に対する「罪科の成敗」の望ましき一つの姿として、「加害者側集団の成敗」が存在したと思われるのである。

興味深いのは、右の認識が加害者側集団の側にもみられることである。当該期、惣村や都市共同体の間の紛争はしばしば激しい武力抗争に拡大したが、かかる紛争にあっても、

## 研究ノート

四〇(三)

かやうのらうせき人ハ、やかてたうしよをついはう仕候て候、  
 (狼藉)  
 (中略) わかきものともいかていのらうせきをいたし候とも、  
 たかいにせいはいをくわゑ、事をふいになすへく候、  
 (成敗)

と、加害者の「成敗」(具体的には追放)による和解が、加害者側  
 集団から提案されているのである。むろん、右の今後の「互い」  
 の成敗協約が直ちに実現したとは考えがたいが、加害者側と被  
 害者側のいわば相互の関係において、加害者の属する集団による

「罪科の成敗」が紛争解決に有効との認識の存在する点は注目さ  
 れよう。

つぎに問題となるのは、「加害者側集団の成敗」における「罪  
 科の成敗」の核心にある論理である。その論理として我々がまず  
 想起するのは、被害者側の復讐の代行もしくは反映であろう。例  
 えば、殺人犯の処刑としての「大法の成敗」も、「加害者側集団  
 の成敗」の一種とみることが可能であるが、その同害刑的な「成  
 敗」形態を、被害者側の復讐の論理の反映と解することもできよ  
 う。しかし先述のように、ここで問題とする加害者住宅の焼却・  
 破却という「成敗」形態を、同害刑あるいは被害者側復讐の代行  
 とみることは困難である。右の二事例は、加害者もしくは「本  
 人」の身柄の拘束や追放の「成敗」も伴うけれども、やはりその  
 「成敗」の総体を同害刑的な論理で説明することは困難であろう。  
 さらにいえば、以下の事例のごとく、傷害・殺人の事件において、  
 事実上加害者住宅の破却・焼却のみの「成敗」によって和解が成  
 立するケースも存在するのである。

【事例4】寛正四年(一四六三)、東寺寺内で寺僧らが鳥羽の

「鳥取」(鳥を捕える者)を打擲する事件<sup>(22)</sup>があり、被害者側の鳥羽  
 の地下人は、東寺に神木を振ると通告してきた。これに対し、加  
 害者の領主たる東寺は、  
 今夜既本人千鶴カ家ヲ(毀)  
 二為ニ地下ニ無為ニ被成候者、寺家可レ有ニ悦喜」、

と、喧嘩の「本人」の住宅破却と焼却を行い、和解を申し出たと  
 ころ、

放火之御沙汰之上者、千万可レ然存之、此上者訴訟留候返事也、  
 但打擲人死去仕候者、其時又可レ申云々、

と、被害者が死去した場合について留保しつつも、東寺側の処置  
 に納得して報復をとりやめたという。当該期の東寺境内や門前の  
 檢断の事例と比較すると、ここにみえる「本人」の家の破却・焼  
 却は、寺宝の盜犯や土一揆の「張本」など重犯の犯人にに対する  
 と同等の「成敗」とみなされる。また、被害者側が「放火之御沙  
 汰之上者」と納得していることからも、この事例では、住宅検断  
 の「成敗」のみにより紛争が解決したことは明らかである。

【事例5】天文十二年(一五四三)、大坂寺内町の住民が三好政  
 長の被官と喧嘩し、三人を殺害する事件があつた。経過がやや複  
 雜なので、以下に史料を掲げる。

松井十兵衛・水尾源介・小河左橋(兵衛此人へ令音信)也、其子  
 細者、去六月下旬於河縁、三好神五郎衆与寺内衆喧嘩有  
 之、其時神五郎衆を三人打取之、此方衆不レ死候、其相当之儀  
 可申付之、神五郎申之間、彼三人以種々扱、此方囚人(是  
 ハ河ヲ越向へ行候者ヲ召執置候也、本人者其夜逐電候之間、如

「此」可助之、神五郎得其意由申来之間、彼逐電人衆壞出  
之、於河縁揚煙也、仍彼相当相調候、其礼儀也、神五郎ハ  
江州へ下之由候間、遅々候間、先中嶋衆へ所音信候也、神五  
郎へハ重而之儀也<sup>(25)</sup>

右の史料によれば、被害者側の三好方は、「相当之儀」として、

事件には直接関係のない寺内町の住民を拉致し、殺害すると加害者の領主たる本願寺に通告してきた。ところが、「中嶋衆」（松井・水尾・小河）の仲介によって和解が成立し、人質の生命は救われることとなつた。この和解のために本願寺のとった処置が、逐電した加害者本人の住宅破却と焼却（「煙を揚げる」）であり、その結果（「仍」に注目）「相当」が成立したと認識されている。この事件のごときケースで加害者の属する集団のとりうる有効な対処は、本来の加害者に対する「成敗」であるから、この住宅焼却も、やはり加害者への「成敗」とみられるのである。

さて、右の二つの事例のごとく、同害刑的性格が皆無に等しい住宅検断のみでも和解が成立しうることから、「加害者側集団の成敗」における「成敗」の論理の核心にあるのは、被害者側の復讐の代行・反映ではないと考えざるをえない。では、いかなる論理が、「加害者側集団の成敗」の核なのであらうか。その一つの手がかりを示すのが【事例5】である。この事件では、如上の「成敗」形態にもかかわらず、「彼相当相調」うと認識されているが、この「相当」とは、当該期の紛争解決の一つの鍵というべき、平衡観念や相殺主義を表す言葉である。しかもこの「相当」は、この事例で被害者側が主張した「相当之儀」のごとき、復讐によ

る被害の相殺という論理でないことは明らかである。すなわち、この「相当」という論理のあり方に、「加害者側集団の成敗」の論理をさぐる手がありがあると思われる。そこで、「加害者側集団の成敗」にみえる「相当」の論理を、住宅破却・焼却の「成敗」に限定せずにさぐつてみることにする。

文明十一年（一四七九）、一色義直の被官成吉某の下人が北野社近辺の筈を盗んだことから、これを咎めた同社の宮仕との喧嘩となり、二人の宮仕を殺害してしまう事件があつた。<sup>(29)</sup> 宮仕らの訴えをうけた幕府が、加害者の主人たる義直に「相当之罪可有成敗」きことを命じた結果、成吉の「逐電」、喧嘩の「本人」の自害といふ成敗の実行によってこの事件は解決をみている。この「相当の罪」という表現であるが、当時の「罪」という語には、現代と同様の「罪」の意に加え、「罪に対する罰」の意があり、ここではもちろん後者の意味で用いられている。したがつてこの場合の「相当」とは、被害の相殺の問題というより、直接には、例えば量刑の面から十分な「罪科の成敗」といった、加害者本人の「罪」に対する追及・処置の程度を問題としたものとみられるのである。

ところで、加害者本人の「罪」の追及・処置の程度という問題は、彼のもたらした被害の問題とも関わることは想像に難くない。天文十四年（一五四五）、鷹司忠冬の侍熊原新介なる者が、課役賦課をめぐって六角今町の栗津供御人の店棚に乱暴狼藉をはたらい事件<sup>(30)</sup>で、被害者側（供御人を管掌する内蔵頭・御厨子所別当）として鷹司家に「相当之御成敗」を要求した山科言継は、当初鷹司家

側が行つた熊原への「折檻」に不満を示し、「相当」を満たす具体的な処置として、加害者の「生害」（処刑）、もしくは「破却の具・くり屋」（破壊された資財・建物）の弁償の、二つの案を提示している。<sup>(31)</sup>前者は、客観的に妥当な量刑かどうかはさておき、加害者の「罪」を追及する「罪科の成敗」といえ、後者は発生した被害に着目した弁償もしくは賠償であろう。すなわちここでは、加害者の「罪」を追及する方法と被害の相殺という方法とを、ともに「相当の成敗」とみなし、両者を置き換える可能とみているわけである。

**【事例5】**もまさにこの「相当」の論理にもとづき、加害者側集団に「罪科」の追及・処置の度合が、被害者側の復讐による被害の相殺に見合うと認識されたとみられる。こうした、集団相互の関係において、被害者側の復讐と加害者側の「罪科の成敗」とに等価性を見出しうる論理も、「相当」に含まれるのである。

さて、右のごとき「相当」の論理を媒介とすれば、加害者本人の住宅検断のみでも成立しうる「加害者側集団の成敗」の「成敗」の核心をなすのは、加害者本人の「罪」の追及・処置を第一義とする論理であり、その追及・処置の程度や度合が十分であれば、被害者の復讐、被害の相殺に代替しうるという関係が存在することになる。したがつて、被害者側の復讐や被害の相殺の論理が必ずしも反映される必要はなく、事実右の事例でも、量刑上の十分さ、加害者側集団の処置の厳重さなどが、「加害者側集団の成敗」の成立要件であったといつてよい。<sup>(32)</sup>その意味で「加害者側集団の成敗」は、「成敗」の論理の上でも、復讐とはひとまず区別されうる論理をもつものといえよう。

## 二 「解死人と煙」との対比

本章では、「加害者側集団の成敗」としての住宅破却・焼却を、同じ住宅焼却行為たる「煙を立てる」作法とともに和解慣習と対比し、両者の相違を明らかにすることをとおして、当該期社会の紛争解決の場における「罪科」の一つの特質にアプローチしたい。

当該期の紛争和解における住宅焼却行為は、その全てが前章にみた「罪科の成敗」としての意味をもつわけではなく、しばしば「解死人を引く」作法とあわせた「解死人と煙」という和解方式の一環としてあらわれる。<sup>(33)</sup>「解死人を引く」とは、特に殺人事件に際して、加害者の属する集団から、加害者のかわりの者を被害

者側に引き渡す一種の謝罪儀礼であり、当該期にはこの作法により、いわば謝罪意思に免じて和解を成立させる（「解死人」は殺さない）慣習が存在した。<sup>(34)</sup>しかし従来、「加害者側集団の成敗」としての住宅焼却と、「解死人と煙」のそれとが特に区別して論じられたことはないため、まずこの二つの和解方式総体に関わる相違点を明らかにしておきたい。

第一の相違点は、焼却される家にある。「解死人と煙」における「解死人」は、先述のごとく、加害者と同じ集団のメンバーであれば誰でもよいとの通念が存在していたが、「煙を立てる」のために焼かれる家については従来、「村の責任者たちが自分自身の家を焼く」のが本来の姿と指摘されていて<sup>(35)</sup>程度で、詳細は不明であつた。しかし、典型的な「煙を立てる」作法には、それとはやや異なる認識がみられる。

御伽草子「鴉鷺物語」は、擬人化された鴉と鷺の間の空想の合戦を描いた作品であるが、作中に二回、合戦の回避策として、紛争の発端となつた打擲事件の加害者たる鷺の側に「煙を立てる」作法をとらせ和解しようとする場面が描かれている。<sup>(36)</sup>一つ目は、報復の合戦を企図する鴉側の軍議の場で、

A 当時は無為をさきとする時分なり、雅意に任せたる合戦、理を持ちながら負くる事や侍らん、上裁を経るか、しからずは敵方大望もあらば、小家の一間にも煙を立てさせてやむべき、との案が出された場面であり、二つ目は、争いの調停を試みた鵠が鷺側に対して、

B 当世を見るに兵革久しく絶えて干戈動かず、異敵跡をけづり、

弓矢袋に有時分、ことに私の弓矢とゞまり、故戦防戦とともにその咎のがれがたし、あはれ、下司をも出し、せゝり鷺の古巣の一間にも煙を立てて、自他安穩なるやうに御はからひ候へかし、

と進言した場面である。ここでは、Aに「小家の一間にも煙を立てさせて」、Bに「下司をも出し（「解死人を引く」ことと同義）、せゝり鷺の古巣の一間にも煙を立てて」とあるように、「煙」のために加害者側が焼く家は、その集団のメンバーの家でさえあればどこの家でもよい、と認識されているのである。文学作品にあらわれたこの認識はおそらく、当時の典型的な「煙を立てる」作法のあり方を反映するとみられ、後述のように、実際にはほぼこの認識通りに「煙を立て」た事例が存在する。この、集団内での家の任意性は、集団内で「解死人」となる人の任意性に通ずるといえ、「解死人と煙」をつらぬく一つの原理的なものの存在を示唆する。

第二の相違点は、前章にみた、紛争解決における「相当」の論理のあり方に關わる。「解死人と煙」における「解死人」は元々、「下手人」（本来の加害者）を被害者側に引き渡して処刑させ、復讐感情を満たすことに起源をもつ。それゆえ、この和解方式がそもそも、被害者側の復讐による被害や名譽の回復に基礎をおくことは想像に難くない。次に掲げる史料は、まさにこの観点から既に「相当」であるから「解死人と煙」による和解が成立するはず、との認識を述べたものである。

「為相当」<sup>(37)</sup>、

右の史料は、大永八年（享禄元年、一五二八）から翌年にかけての、東寺・稻荷社と東福寺との間の紛争<sup>(38)</sup>に対する九条種通の調停案を、被官の矢野在清が細川晴元方に説明した中の一節である。

この紛争では、死者を出し、神輿に矢が刺さるなどの被害をうけた東寺・稻荷社側をなだめ、和解させることが課題であったが、報復を阻止できず、ついには細川晴元<sup>(39)</sup>に斡旋ないし裁定が依頼されようとしていた。右の史料では、東寺・稻荷社側の死者の問題について、「死者の件については「解死人と煙」による和解案を（種通が）示したけれども（東寺側が）了承しない。（しかし東寺側が）報復攻撃を加えたのであるから、すでに「相当」が成立しているはずではないか」と、「解死人と煙」による和解案拒否の事実と、それに対する種通側の見解を述べているのである。すなわち、既に行われた復讐そのものが「解死人と煙」の前提たる「相当」であると認識されているわけであるが、別の角度からいえば、加害者側による住宅焼却行為が「相当」をもたらすのではない、という関係も読みとれよう（前章【事例5】の加害者の成敗↓「相当」の成立という関係と比較されたい）。

もつとも、この和解方式の目的は、謝罪を受け入れさせ爾後の復讐を防ぐことにあるはずであり、その前提として、右の事例のごとく、被害者側と加害者側との間には、既に何らかの相殺・均衡状態が成立しているとの論理を必要とするのである。その論理の特徴を示すと思われるが、さきの「鶴鷺物語」である。Bで加害者側に「解死人と煙」による謝罪をすすめた鶴は、被害者側

の鶴にも書状を送って報復の合戦を思いとどまるよう説得しているが、その中で、当該紛争をつきのように分析している。

この確執一向御振舞の緩急より起ころる、しかりといへども非を立て合はするに打擲の咎いささか重し、

この紛争はそもそも被害者側にも「非」があるが、加害者側の「非」と比較考量すれば、やや被害者側に分がある。こう述べた上で、いわば相殺しきれない残りの「非」「咎」は加害者側に謝罪させるから許してやつてほしいというのが、右の説得の含意であろう。すなわち、被害者側の行動やその「非」を勘案すれば、その（更なる）復讐、紛争継続の正当性は減殺されるとする論理である。このように、「解死人と煙」の前提となる「相当」の論理は、主として被害者側の行動・正当性に目を向け、もっぱらその復讐の論理の枠の中ではたらくことを特徴とし、加害者の「罪」に目を向けた「罪科の成敗」とは、着眼点や当事者の正当性の認識を異にするといえよう。

さて、右のような、「解死人と煙」と「加害者側集団の成敗」との相違からも、「煙を立てる」作法はやはり、「罪科の成敗」とは異なる意味をもつ行為とみるべきである。しかし問題はそれにとどまらず、右の相違はおそらく、二つの和解方式を支える紛争解決の思想や観念、およびそれと関わる「罪科」の性格にむすびつくと思われる。そこで以下、右に挙げた「解死人と煙」の特徴の持つ意味をいま少し掘り下げて検討することをおして、これらの問題を考えることにしたい。

まず検討したいのは、「解死人と煙」における、集団内の人・

家の任意性の意味である。永正十二年（一五一五）、播磨鶴荘では、検断のために入部せんとした守護赤松義村の使者を、同荘内平方村の住民が殺害する事件があつた。<sup>〔41〕</sup> 同荘の政所僧は、住民の行動を「言語道断、卒爾之子細也」と非難するコメントにつづけて、次のように記している。

雖然、彼死人カヤヲ、ヰ物を取条曲事之趣申立、及御公事  
条、可然成ト、解死人ヲヒカセ、在処ニ煙ヲ立、内山中与三  
兵衛方礼仁出落居了、少家一ツ二百文ニカウテヤク、解死人ニ  
ハ、兵庫ト云者ニ料足スコシトラセテ、置塙マテ遣了、

この事例では「解死人と煙」のための家・人はそれぞれ、「少家」と「兵庫ト云物」であり、ここでも加害者本人とその家ではなく、集団内の任意の家・人が用意されている。興味深いのは、「少家」は代金を支払って購入し、「兵庫」には「料足」を与えたと記されるように、人・家に何らかの対価が出されていることである。このことは、加害者側集団において、「解死人と煙」のための人・家が決して無償の犠牲や負担とは認識されていないことを物語る。

さらに興味深いのは、「煙」の立つ場所についての認識である。先述のとおり「煙」は「少家」を焼いて生じたものであるが、「在処ニ煙ヲ立」とある<sup>〔42〕</sup>とく、その場所は「在処」と認識されている。この「在処」を先学のように殺害の事件現場と解するの「在所」<sup>〔43〕</sup>や「庄」<sup>〔44〕</sup>、「城」など、加害者側集団の居所や拠点と表現さ

れていることも、この解釈を裏付けると思われる。ここには、加害者側集団内の任意の家を焼いた「煙」を集団全体の「煙」とみなす関係、すなわち、個人と集団全体との一体関係がみとめられるのである。かかる関係を前提とすれば、右にみた人・家への対価は、集団全体への貢献に対する反対給付の意味をもつといえる。中世末から近世初頭にかけての村撫にみられる、村の「解死人」に出た者が落命した場合、その子孫に役負担免除などの報償を与えるとの条項<sup>〔45〕</sup>もこれと同趣旨と理解され、右の関係は「解死人と煙」の一つの特徴とみられるのである。

右のような「解死人と煙」の人・家をめぐる集団と個人の関係はそもそも、当該紛争が加害者個人の問題ではなく、その所属集団全体の問題と自覚されない限り、成立しないはずである。すなわち、「解死人と煙」では、紛争の本来の「加害者」を囲んで結束する方向に、所属集団の意思がはたらくといえる。一方、「加害者側集団の成敗」では、「成敗」される加害者に対価などを支払われなかつたばかりか、すでに逐電した加害者の住宅を「成敗」し、見付け次第殺害するとした事例さえあつた。「解死人と煙」と比較すれば、「加害者側集団の成敗」における「罪科」の最大公約数的な特質とは、加害者の集団からの疎外・排除の論理にあるといつても過言ではないであろう。

つぎに、今ひとつ「解死人と煙」の和解の特徴である、被害者側の行動や正当性に目を向けた相殺のあり方は、当該和解の性格そのものに影響を及ぼすはずである。右の鶴荘の事件でも、鶴荘側は、殺された被害者（「彼死人」）が「カヤヲ、ヰ物」をとつ

たことはけしからぬ（「曲事」）と主張して被害者側である守護方に訴え<sup>(46)</sup>（「及御公事」）、その結果として「解死人と煙」の和解に成功しているが、こうした被害者側の「非」への着目が、当該和解を「罪を問わない」ものとすることは想像に難くない。やや原則的な和解ではあるが、これを裏づけるのが、寛正二年（一四六二）の、近江菅浦惣と大浦荘との紛争である。この紛争は同年七月、菅浦住人が大浦荘内で盗みの疑いをうけ殺害され、菅浦側がその復讐を行つたことからはじまる。紛争は双方の領主日野家の法廷に場を移し、結果として、盜犯もしくはその共犯の「罪」が確定した菅浦は、代官松平益親を大将とする日野家の討伐軍から「退治」をうける立場となつた。この紛争には、第三者たる領主による「罪科の成敗」という性格が加わつたのである。この討伐軍には当事者の大浦を含む近隣の在地領主や村も加わり、菅浦は孤立無援の状態となつたが、最終的には、

〔熊谷介〕  
〔上野守〕の手より  
〔解死〕  
〔口入〕  
〔煙をあけ〕  
〔けし人には道清入道・正順入道命を捨、しほつとの、同道にて、松平遠江守まゑ出、かうさんをいたし候て、地下ニ無為無事に候し、

とあるごとく、討伐軍の大将益親に「降参」し、危機を逃れることができたという。

さて、この紛争にみえる「解死人と煙」の和解は、本来の紛争相手たる大浦ではなく、第三者たる菅浦討伐軍への「降参」である点、これまでの事例とは異なる。この「降参」の結果、菅浦の「罪」がいかに扱われたかについて、後に興味深いやりとりがみ

〔解死〕  
〔口入〕  
〔煙をあけ〕  
〔けし人には道清入道・正順入道命を捨、しほつとの、同道にて、松平遠江守まゑ出、かうさんをいたし候て、地下ニ無為無事に候し、

られる。事件の翌々年、大浦の代官でもあつた松平益親は、大浦莊民からその苛政を糾弾され、両者の間に訴訟が展開された。この訴訟で大浦は、さきの事件では菅浦を「蟲員」し「退治」をやめてしまつたと、益親を非難している。<sup>(48)</sup>これに対し益親は、蟲員ではなく、菅浦が手順をふんで「降参」したため「弓箭の儀理」によって合戦を中止したと反論した。両者の主張は、合戦の中止により菅浦が事実上赦免されたという点では、ほぼ認識が一致しており、実際に菅浦の「罪」は不問に付されていたことを物語る。この紛争は菅浦惣の「罪科」を問題とした討伐戦であるだけに一層、当該和解における罪の不問という特徴が際立つといえよう。

以上、加害者に対する所属集団の態度、めざす和解そのものの性格という点から「解死人と煙」と「加害者側集団の成敗」との相違を指摘したが、これを簡単にまとめると、前者は、集団が加害者を囲んで結束し、集団相互の間では「罪」を不問にした和解をめざすのに対し、後者は、所属集団が加害者を排除し、その籌策をめくらし、色々依

〔解死〕による解決を志向するのである。

さて、かかる相違から明らかのように、この二つの和解方式は、同じく加害者側集団による住宅焼却行為を伴つてはいるが、紛争解決の観念・思想を全く異にしている。この点注目されるのが、右の紛争において、益親が、菅浦の赦免を、「弓箭の儀理」すなわち合戦のルールをもち出して正当化していることである。これは、平安時代以来、とくに「私戦」とよばれる、私的な利害や名譽をめぐる合戦に特徴的にみられた、「降参した者の罪をゆるす」という慣習である。この菅浦討伐戦は、検断を目的とする「公

方」の戦いであるから、益親の論理はやや牽強付会の感もあるが、菅浦の表現をかりれば、大浦が「公方相共ニ無念をさんし候ハん」と私的復讐のため討伐軍に加わっているごとく、「私戦」の性格が混在することも確かである。したがって、益親の事実認識の是非はさておき、「解死人と煙」という紛争解決方式の背後に、罪を問わない解決を正当とする紛争の観念が存在するといえよう。おそらく、「罪科の成敗」ではない「煙を立てる」行為の意味は、この観念を前提とした「降参」の意思表示にあると思われるるのである。<sup>(51)</sup>

同時に、実はこの二つの紛争和解方式は、「罪科」の扱いについて、ある共通の傾向の上に成立するものではなかろうか。右にみたように、「罪科」の有無は加害者の所属集団からの排除の有無に規定されるわけであるから、それは結局、所属する小集団に対する「罪」という性格を帯びるであろう。また、集団相互の間で不問にされうる「罪」とは、一種の当事者間的な「罪」ともいえるだろう。すなわち両者とも、地域や社会全体の秩序に対してもうより、はるかに狭い小集団的・当事者間的な問題として「罪」を扱う傾向の上に成立するとみられるのである。

この点示唆的なのは、右の菅浦討伐戦にみられる、菅浦惣の「罪」の性格と、その処理のされ方である。まず確認しておきたいのは、この紛争において菅浦が「罪」を問われた理由は、直接には、先学の指摘されるような過剰な報復行為ではないことである。むしろここで主に問われたのは、「ぬすミをするのみならず、山田百姓を四五人生涯させ、放火し、（中略）かやうの事ハ、一

向地頭へたいして不足なりとて」とあるように、「盗み」の罪であり、しかも一連の菅浦惣の行動が「地頭」すなわち（個別の）領主に対する反抗・敵対行為と認識された点に特徴がある。

しかしこの紛争には、周囲の地域社会からみた「罪」という問題も存在したようであり、それは菅浦惣に対する周囲の「合力」（軍事的協力）のあり方にあらわれている。「退治」をうけることとなつた菅浦惣は、

地下の談合には、かねて申承候方へハ、皆々京都より御奉書付、ふさかり、弓矢のまゑには、無御心元ハ、我もゝゝと状をこし、合力あるへきよし候へしか共、盜賊の名取にて日野殿よりの御勢相向ときゝ、又ハ御奉書をつけまわさるゝ間、地下よりたのむといふとも、公方事候ハゝ、をくれ候ハすハ、面目なき事にてあるへく候、さるまゑハ余所勢ハ一人も不入、只地下勢はかり、ゆにも水にも成候ハん、と一味同心候て、

とあるごとく、今回の紛争は、先方からすすんで「合力」を申し出てくれた過去の紛争とは異なり、仮にこちらから頼んでも「合力」は得られないであろうと判断して、自ら要請を断念しているのである。菅浦がかくも追いつめられたのは、当該期の在地社会において「盗み」がほぼ例外なく忌み嫌われ、「検断」の対象とされる犯罪であつたからであろう。したがつてこの紛争での菅浦は、地域全体から指弾され「成敗」されうる「罪」を負っていたことも、おそらく確かだと思われる。

しかし、この紛争では最終的には「解死人と煙」による領主代官への降参が成立し、地域全体に対する「罪」というより個別領

主に対する領民の「罪」として、むしろ当事者間に処理されたのである。討伐軍に加わった在地の一領主（熊谷氏）がこの和解を斡旋したと伝えられるように、この紛争では、地域社会の中に、この「罪科」を地域全体の問題として断固「成敗」する意思よりも、むしろ、個別の領主と領民との間の局地的、もしくは当事者間的な「罪」の問題と捉える認識が強かつたといえよう。

以上のような「解死人と煙」<sup>(56)</sup>との対比からいえば、被害者側の復讐の論理とは別に「罪科の成敗」の論理によって紛争を解決しようとする「加害者側集団の成敗」は、ある種の刑事的紛争解決を志向してはいるが、その「罪」の視野が小集団や当事者間の問題にしか及んでいない点、当該期の公権力による紛争解決の「罪科の成敗」よりはるかに視野の狭いものといえよう。では、本稿の対象とする紛争解決の場において、例えば当事者集団の武力行使を、社会のより広い秩序に対する「罪」とみなす「罪科の成敗」への志向は存在したのであろうか。この問題は章を改めて検討しよう。

### 三 新たな「罪科の成敗」への志向

本章では、集団間紛争の地域的裁定にあらわれる、小集団・当事者間の問題を超えた「罪科」を追及する動きをみることにする。その動きは、やはり住宅焼却行為を伴い、研究史上よく知られた、ある集団間紛争の裁定の中に見出すことができる。だが、それを把握するためにはまず、さきの「加害者側集団の成敗」の中にあらわれた、以下のような「罪科の成敗」の派生形態をおさえてお

く必要があると思われる。

その第一は、村落間の紛争における、加害者の所属集団たる「惣村」（村全体）に対する「成敗」である。応永年間（三十年か）、延暦寺領近江富永莊野村郷の郷民が、近隣の余呉莊中郷の山木を盜伐し、「出合」<sup>(57)</sup>ってきた中郷の郷民を逆に殺害してしまう事件があつた。余呉莊の領主たる畠山満慶は、山徒の乗蓮房兼宗を介し、富永莊領主の延暦寺に加害者の「罪科」を要求した。ただ、この「加害者側集団の成敗」がこれまでみた事例と異なるのは、沙汰候、至惣村者、老三人可有罪科候<sup>(58)</sup>と、兼宗から富永莊預所に、下手人（犯人）の糺明に加えて野村郷全体（惣村）の「罪科」の追及が指示された点である。この指示はさらに、預所の意を奉じた兼全から「於其身者、任大法可有罪科候、於彼郷内老三人家者、令檢封、嚴密可有注進候也<sup>(59)</sup>」と同莊中司に伝えられており、具体的には「老」二・三名の住宅の検封（住宅検断）が、「惣村」に対する「罪科の成敗」とされていることがわかる。

右の「惣村」の成敗は、むろん一種の連座とみなされるが、その連帶責任のかけ方が興味深い。右にいう「老」とは、当該期の自治村落たる惣村に広くみられた、老—中老—若衆という年齢・階級のうちの「老」（おとな）をさすとみられ、一般に「おとな」は、団体としての惣村の意思決定や行動を主導する存在である<sup>(60)</sup>。したがって右の「惣村」に対する成敗は、団体の意思決定・行動のあり方に即した、一個の自律的団体としての責任を問うも

のともいえよう。もつとも、この事件の場合、犯人（個人）の糺明が行われる間の暫定的措置として「惣村の罪科」が問われたとみることもできるから、ここでは右のような考え方の萌芽、との評価にとどめるのが妥当かもしれない。

さて、当該期の「加害者側集団の成敗」の第一の派生形として、第三者への「成敗」委託を挙げることができる。もちろん、第三者たる公権力の「成敗」実行を求める傾向は一般的に存在するが、ここで指摘したいのは、公権力ではなく地域社会の第三者集団への「成敗」委託である。天文十八年（一五四九）、京都上京において四辻季遠の被官田口兵衛尉が喧嘩の末殺された事件<sup>62</sup>で、被害者側は、犯人の属する正親町室町の「町」共同体全体へ報復攻撃を加えようとした。この事件は次の史料のごとく解決している。

〔季遠〕四辻室町へ被取懸之由風聞之間罷向、従彼町可成敗之處逐電之間、不及是非、然者為〔隱使之体可有成敗之由申之間、近所六町之宿老衆・四辻上使罷向、彼家〔〔殴〕出放火云々、自然為用心五百計用意也、方々合力之人數者被閣了、無殊事〕、

ここでは正親町室町（「彼町」）が、「成敗」を行おうとしたところ加害者が逐電したとして「〔隱使之体〕」の成敗を求めていたが、これは、「加害者側集団の成敗」の必要を認めた上で、事実上、他の主体に「成敗」実行を委ねたものと理解される。その結果、「近所六町之宿老衆・四辻上使」が、「成敗」として加害者住宅を破却・焼却したのである。さてこの「成敗」実行主体のうち、「四辻上使」は被害者側として参加したとみられるが、「近所六町

之宿老衆」すなわち禁裏六町の宿老たちの立場が問題となる。禁裏六町は、戦国時代、禁裏役の請負を契機として上京に形成された町組であり、一種の自治組織でもあった<sup>64</sup>。ただ、加害者の属する正親町室町はこの町組に加わっておらず<sup>65</sup>、六町の宿老が、加害者側の上位団体として「成敗」を託されたとみることは困難である。したがって彼らの立場は、直接の上位者ではない、近隣の中立的第三者（何れの側にも「合力」した形跡がない）とみるほかない。こうした地域の第三者集団が、被害者側の代表とともに「成敗」を行う事例も、当該期には存在する。

さて、前置きが長くなつたが、右のような「罪科の成敗」の派生形態をふまえて検討したいのは、永禄八年（一五六五）の、近江甲賀郡の桧物下荘と石部三郷との紛争<sup>66</sup>の裁定である。用水相論に端を発するこの紛争は、近隣の「合力」も加わって、死傷者を出す大きな武力抗争に拡大したとおぼしく、同郡内の柏木御厨を本拠とする伴・美濃部・山中の三つの同名中惣「三方」がその裁定をこころみた。「三方」はいずれも両当事者の直接の領主ではないため、これは、近隣の第三者集団が、一種の地域的裁定を下したものと理解される。次に掲げるのは、「三方」が桧物下荘側に示した裁定案である。

今度石部三郷与井水之儀ニ付而異見中条々  
候事、

一 本訴之儀者、前之判者衆之被得御異見之、可被相果  
門無レ之候者、内門ヲ可有放火候、并本人名主中家次一人

## 研究ノート

## 五〇(三三)

宛、墨衣入道にて、石部三郷名主中得、河田宮鳥居之前にて、

可レ有御礼儀候之事、

一 桧物百姓本人、年老次第二家三十間可レ有放火候、然者、彼方身寄五人・同人夫二十人被レ出候へと申付候間、各々罷下、同前ニ放火可レ仕候、然者、來十日ニ各々罷下、御取合可レ申候、万ニ於レ無御同心者、各々彼方江片付可レ申事、

右之旨、無ニ巣廻偏頗異見申候、若私曲偽於レ在之者、此靈社起請文御罰ヲ深厚可レ蒙罷者也、仍前書如件<sup>(68)</sup>、

右の第一条に、本来の争点（「本訴之儀」）である用水の問題は、「前之判者衆」の裁定通りに解决せよとあることから、この裁定案の主眼はむしろ第二・三条の、紛争において死傷者の出たことをいかに処理するかにあつたとみられる。そこでは加害者への「罪科の成敗」の問題がいかに扱われているかを、やや煩雑ではあるが、第二・三条にみえる「放火」行為の主体・性格を確定することをとおして検討したい。

ところで、この裁定案はいま少し複雑な構成をとる。右のような裁定者による「成敗」と同時に、第二条後半によれば、桧物下莊「本人」の名主中の家ごとに一人、法体となつて石部三郷の名の、第二・三条の最初に「可レ有放火」と無主格で述べ、第三条後半に「然者：各々罷下同前ニ放火可レ仕候」とまとめて明示されているとみてよい。このくだりは、一人称複数的に用いられる「各々」の用法<sup>(71)</sup>（ここでは「三方」をさす）に注意すれば、「石部三郷側（「彼方」）には、『被害者の親族（「身寄」）五人と人夫二十人とを寄越されるように』と申し付けておいたので、我々「三方」も出向いて一緒に（「同前ニ」放火を行ふ」と解釈されよう。したがつてここで「放火」主体は、裁定者たる「三方」と、被

害者側（主に親族）の代表であることになる。

右の解釈からすれば、この「放火」行為に、加害者側の謝罪行為たる「煙を立てる」作法の性格を認めるることは困難であり、さきの禁裏六町の事例と似た、第三者と被害者側代表による「罪科の成敗」とみなさざるをえない。しかも第三条では、「放火」の対象を、「年老次第二家三十間」と、年齢もしくは臍次順の家と指定していることから、この「成敗」は、さきの富永莊野村郷と同じく、桧物下莊の「百姓」集団<sup>II</sup>惣村全体に対するものと理解される。したがつておそらく、第二条に、名主中の門を「悉く」破却させた上で（「三方」が）放火するとあるのも、名主中全体に対する一種の「成敗」であろう。すなわち、ここに示された「放火」行為の意味は、事実上、桧物下莊の名主・百姓全体に対する「成敗」と理解されるのである。

まず、右の「放火」行為の主体であるが、やや分かりづらいものの、第二・三条の最初に「可レ有放火」と無主格で述べ、第三条後半に「然者：各々罷下同前ニ放火可レ仕候」とまとめて明示されているとみてよい。このくだりは、一人称複数的に用いられる「各々」の用法<sup>(71)</sup>（ここでは「三方」をさす）に注意すれば、「石部三郷側（「彼方」）には、『被害者の親族（「身寄」）五人と人夫二十人とを寄越されるように』と申し付けておいたので、我々「三方」も出向いて一緒に（「同前ニ」放火を行ふ」と解釈されよう。したがつてここで「放火」主体は、裁定者たる「三方」と、被

ごとく逆に拡大されている上、さきの禁裏六町の「成敗」と比較しても、この「三方」の「成敗」が、裁定者としての強い主体性によることは疑いない。<sup>(72)</sup>したがって、ここで問われたのは、これまでみた当事者間的な「罪」というより、むしろ、第三者たる彼ら「三方」にとって看過できない「罪」であると考えざるをえないものである。

では、かかる「罪」とは、何を、いかなる点から問題視するものであろうか。この紛争の具体的な経過は不明であるが、さきの富永莊野村郷の事例とは異なり、この裁定は直接の加害者の糺明・成敗にふれず、事実上「本人」の範囲が桧物下莊名主・百姓のほぼ全体に及んでいる。したがってここでは、彼らの組織的な武力行使の結果を「罪」に問うたとみるのが妥当であろう。とはいへ、直接的な支配権をもたない彼らがかかる「罪科の成敗」を行なうには、何らかの強い動機が存在し、強制力の裏付けはもちろん、「成敗」を正当化する論理が必要であったはずである。残念ながらこの紛争に即してそれらを明らかにすることは困難であるが、この紛争のすぐ後の、「三方」を含めた当該地域の在地の領主層の動向から、ある程度の推定が可能と思われる。

よく知られているように、この紛争のあと、当該地域には、右の「三方」による一揆、さらには、郡内の在地領主層による「郡中惣」という連合体の結成が明確に確認される。<sup>(73)</sup>この動きの中で注目されるのが、右の紛争の翌年、永禄九年に作成された「三方」の一揆契状にみえる、若党・百姓独自の、あるいは「三方」以外との「与」(くみ、同盟関係)結成は、「三方」が一丸となつて

破棄させるという条項である。一般に、「与」結成の主要目的の一つに、紛争における武力の確保があることは疑いないから、当該期の「三方」には、村落の武力に対する強い警戒・危険視が存在したといえる。逆にいえば、かかる意識から、紛争で武力行使する村落を「成敗」し、村落の武力そのものを統制下に置くことを意図したものと、当時の彼らの動向を整合的に理解できると思われるのである。

右のように「成敗」の動機を推定したところで、つぎに、その実現のため、彼らがいかなる手段や論理を用いたかである。当然のことながら、「三方」の個々の同名中惣は、支配領域外の、しかも周囲の「合力」も得た村落を「成敗」する公的権限も、十分な物理的強制力ももち合わせていない。いま後者の問題に目を向ければ、彼らにとっては、右の史料第三条に「万<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>御同心」者、各々彼方江片付可<sup>レ</sup>申」とある、「片付」行為のみが独自の強制力といつてよい。この「片付」とは、直接には相手方に一方的に加勢するという意味<sup>(74)</sup>であり、一揆契状にしばしばみられる、「道理の夫人」となることと等しい、一種の集団権力の発動である。こうした集団権力の形成のため、「三方」は一揆を形成し強化していくといえるが、ここで注目されるのが、翌年の一揆契状にみえる、

一 為<sup>レ</sup>其同名中<sup>レ</sup>咎人申付<sup>レ</sup>旨、若違犯之輩在<sup>レ</sup>之者、三方一味  
ニ可<sup>レ</sup>成敗<sup>レ</sup>事<sup>(75)</sup>  
との条項である。この条項の趣旨は、同名中の咎人成敗を「三方」全体として支援することにあり、そこには、「三方」全体も

## 研究ノート

## 五二（西四）

しくは共同の問題として「罪」を捉えようとする意思がみられる。すなわち、これまでみた小集団的・当事者的な「罪」とは異なる、全体もしくは共同の問題としての「罪」の概念である。一揆結合をさらに拡大させた「郡中惣」もまた、「片付」という集団権力の発動を裏付けとして裁定を行つており、そこにはおそらく「郡中」という地域全体の問題として「罪」を捉える意識が存在したとみられる。

以上のように、この紛争の直後の当該地域の在地領主層の動向からみると、彼らはおそらく一種の階級的な動機から、紛争における村落の武力行使を「成敗」しようとし、そのために「郡中」のとき地域全体の秩序に対する「罪」の追及という論理を展開させていったのである。すなわち、さきの「三方」による紛争裁定の中には、明確な言葉では表現されていないけれども、紛争における共同・全体の秩序に対する「罪」という概念の、少なくとも萌芽が存在するとみられる。

さて、最後にみておきたいのは、こうした地域紛争における当事者間的でない「罪」の追及への動きの、一つの帰結である。右の紛争の二年後に制定された、近江南半（甲賀郡域を含む）の大名六角氏の分国法「六角氏式目」の一二条は、紛争における村落の武力行使の否定の先駆的事例として、これまでにも注目されてきた。<sup>(79)</sup> ところでその条文、

一 野事、山事、井水事、可<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>先条、但、一庄一郷打起、  
於<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>鉢楯者、科人指<sub>レ</sub>交名<sub>レ</sub>、雖<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>聞召入<sub>レ</sub>、  
一庄一郷江、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>懸其咎<sub>レ</sub>事、<sup>(80)</sup>

をみると、「但」以下の、山野水論において「一庄一郷」をあげて武力行使を行つた場合は、その「一庄一郷」全体に「咎」をかけるとの規定は、さきの「三方」の裁定における「成敗」のあり方にほぼ等しい。しかも、「六角氏式目」という分国法の以下の性格をふまえれば、これは単なる偶然の一一致ではないとみられるのである。

「六角氏式目」条文にみえる法規制には、家臣団相互の自己規制と、大名六角氏の施政に対する家臣からの規制の二つが含まれているが、右の条文の「但」以下にみえる敬語表現は当然、大名六角氏による紛争裁定でもかかる「咎」を成敗すべしとの、家臣側からの規制と解される。さらに、この分国法の、特に所務関係の条文には、六角氏家臣たる当該地方の領主層相互の協調・自己規制により、大名への強権付託をとおして、彼らの権益を護持せんとする志向が顕著である。<sup>(82)</sup> 本条も、「先条」すなわち直前の一二条の、「喧嘩・鬭諍・打擲・刃傷・殺害」の事件の際には、家臣相互の関係では復讐を抑え六角氏に紛争解決を委ね、六角氏からは迅速に、かつ復讐や紛争での「合力」を行つた者に対しても「成敗」がなされるべしとの規定をふまえているのであり、所務条項といわば同じ方向性を確認しうる。その上でさらに「但」以下において、在地領主層が紛争裁定でみせた村落「成敗」への志向を、大名裁判のもとでより広く実現させようとしたものと理解される。<sup>(84)</sup> したがつて本条はまさしく、当該地方の在地領主の一揆の裁定にみえた当該「成敗」への志向の、一つの帰結と位置づけられるのである。

以上のように、「加害者側集団の成敗」「解死人と煙」という和解方式の性格をふまえることによって、それらが問題とするのとは異なる、おそらくは地域全体の秩序に対する「罪科」を「成敗」する動きを摘出しうる。この動きが、その担い手たる在地領主層の一揆結合をとおして直接、公権力による刑事的紛争解決への期待に結びつくのをみると、それは確かに、当該期社会の「下から」の刑事的紛争解決への期待、自力救済否定の一つの動きと評価されよう。ただ、地域社会におけるかかる「罪科の成敗」への動きを、村落との関係から生ずる在地領主の一揆固有の動きと理解するか、それともいま少し広がりをもつた運動と把握するかは、未だ十分な検討材料を欠いている。また、右の「六角氏式目」にあらわれた村落の武行使否定を、「国」の秩序に対する「罪」という概念にもとづくとみるならば、当該行為をさらに「天下」の秩序に対する「罪」とする意識の形成も問題となる。

これらの問題を検討するには、地域社会の紛争解決の場における「罪科の成敗」の具体像を、従来明らかにされた復讐の行動・論理とあわせて、今後さらに豊かにする必要があると思われる所以ある。

おわりに

以上、住宅破却・焼却という「成敗」形態に着目して本稿が明らかにした、紛争の和解・調停・地域的裁定にみえる「罪科」をめぐる紛争処理の型と、そこにおける「罪科」の性格、および当該期公権力による刑事的紛争解決の拡大との関係は、以下のよ

うにまとめうる。

(一) 当該期の集団間紛争には、加害者本人の「罪」の十分な追及・処置を重視し、所属集団による「成敗」が被害者側の復讐と等価値をもつとの論理に裏付けられた、「加害者側集団の成敗」という、復讐とは別の脈絡による和解方式が存在した。その「成敗」形態として、加害者本人の住宅破却・焼却がある程度有効なものと認識されていた。

(二) 「加害者側集団の成敗」と「解死人と煙」という和解作法とは、同じく住宅焼却行為を含んでいても、加害者に対する所属集団の態度、紛争解決の思想(とくに「罪科」のあり方)を大きく異にする。後者は、加害者が集団から排除されない関係にあり、被害者側の復讐に基盤をおく、被害者側の行動・正当性の方に目を向けた相殺論理を特徴とする。その結果、後者の和解ではむしろ、「罪」を不問にした解決が志向されている。

(三) この二つの和解方式に通底するのは、当該紛争の解決において、小集団的・当事者間に「罪科」を処理しようとする傾向である。しかしその中にあって、十六世紀後半の近江の在地領主層による紛争裁定には、村落の武行使を、おそらくは地域全体に対する秩序侵犯とみなして「成敗」する動きが出現する。さらに、在地領主層を代表する大名家臣團が、この村落武行使への「成敗」を、当該地方の大名権力による「成敗」への期待として、その分国法の中に定立している。このことは、当該期公権力による刑事的紛争解決の拡大の動きの少なくとも一部が、在地社会の紛争解決の場からの要望に支えられていたことを示す。

## 研究ノート

## 五四(三六)

右のように、本稿の不十分な検討のみからも、当該期の地域的な紛争解決の場において、「罪科の成敗」による紛争処理が意外に重要な意味をもって存在していたと予想される。もちろん、そのことによって、従来明らかにされた、復讐の行動・論理と関わりの深い紛争解決慣習の意義が失われるわけではない。しかし、

当該期の集団間紛争を見るとき、復讐の行動・論理とあわせて「罪科の成敗」による解決にも目を配る必要があり、それをとおしてより深い理解が得られる可能性があると思われる。

最後に、残されたいくつかの課題について述べておきたい。まことに、本稿では、住宅検断を「穢れの祓」とみるか否かをめぐる研究史上的問題を棚上げにしたため、紛争における「罪科」の性格を問題としながら、その中心にあるはずの秩序観念（おそらく近現代の刑法思想とは異なった、個人・社会・自然の相互関係を前提とすると思われる<sup>(85)</sup>）にはほとんどふれえなかつた。また、本稿にみた、小集団的・当事者間的な「罪」と、より広い秩序に対する「罪」との関係は、一つの問題となると思われる。中世末から近世にかけて、後者が前者に觀念的に優越する関係が形成されると予想されるが、小集団的・当事者間に「罪」を処理する傾向は、おそらく残存しつづけることであろう。したがつて両者の「罪」の関係がいかに整序されていくかが、当該期の紛争解決における「罪科の成敗」の展開の、一つの問題となるであろう。いずれも容易には解決したい問題であるが、ここではひとまず今後の課題としてその存在を指摘し、筆をおくことにする。

註(1) 本稿にいう「集団間紛争」とは、被害者が集団・領域の外に存在し、加害者の属する集団全体が被害者の属する集団と敵対する可能性を帯びた紛争をさす。

(2)かかる「自力」の理解は、勝俣鎮夫「戦国法の展開」（永原慶一、ジョン・W・ホール、コーザー・ヤマムラ編『戦国時代』吉川弘文館、一九七八年）などを参照。

(3)中近世移行期における自力救済否定をめぐる論点整理・課題の提示は、村井章介「中世の自力救済をめぐつて—研究状況と今後の課題」（『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出は一九八六年）の指摘が現在でも有効と思われる。

(4) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）。

(5) 室町時代以降を主な対象とした論考として、藤木久志『戦国の作法 村の紛争解決』（講談社学術文庫、二〇〇八年、初出は平凡社より一九八七年に刊行）、同『村と領主の戦国世界』（東京大学出版会、一九九九年）、稻葉継陽『中世史における戦争と平和』「中・近世移行期の村落フェーデと平和」（『日本近世社会形成史論—戦国時代論の射程』校倉書房、二〇〇九年）、清水克行『室町社会の騒擾と秩序』（吉川弘文館、二〇〇四年）、同『喧嘩両成敗の誕生』（講談社選書メチエ、二〇〇六年）などがある。

(6) 勝俣鎮夫「戦国法」（『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年）。

(7) 勝俣鎮夫「家を焼く」（網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』東京大学出版会、一九八三年）以降、住宅検断に犯罪穢の除去の意味があるか否かをめぐって、研究史上の大きな議論が

ある。その研究史は、清水克行『室町社会の騒擾と秩序』（前掲註）

（5）などに整理されている。本稿は直接には領域・集団内の犯罪に 対する住宅検断を対象としない上、いずれの学説も、住宅検断に「罪科」「成敗」の性格がないとみるわけではなく、その本質を問題とするのであるから、この問題はひとまず棚上げにしても、行論には支撑がないと思われる。

（8）藤木久志「身代わりの作法・わびごとの作法」（前掲註（5）『戦国の作法』所収）。

（9）『建内記』永享二年二月廿三日条。以下この事例の史料引用は全て 同日条による。なお、この事件は前掲註（5）清水氏『喧嘩両成敗の誕生』七二～七四頁にもとりあげられている。

（10）『康富記』嘉吉三年四月十一日・十四～十六日・十八日・廿日 条。

（11）水所保は主水司領の保であり、鎌倉期以降、主水正を世襲した外 記家清原氏（中原俊章『中世王権と支配構造』吉川弘文館、二〇〇五年、などを参照）によって相伝知行されていたとみられる。なお、当 該期には同保は禁裏料所と位置づけられていたようである。

（12）室町期、丹波は細川京兆家が守護をつとめる国であったが、当時 細川京兆家の当主勝元は幼少であるため、叔父の持賢（法名道賢）が 代理となつたのである。

（13）『康富記』嘉吉三年四月十一日条。一部、史料大成本の翻刻を國 立国会図書館所蔵自筆原本（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）により 改めた箇所がある。

（14）『康富記』嘉吉三年四月十六日条。

（15）『康富記』嘉吉二年四月廿日条。

（16）「天文日記」「証如上人日記」、『石山本願寺日記』上巻所収）天

文九年三月廿一日条。

（17）「天文日記」天文九年四月廿日条。

（18）「煙を揚げる」と記されているが、これは第二章で後述する、「解死人を引く」作法とセットで行われる「煙を立てる」作法ではない。

なお、当該期の石山本願寺寺内町の検断については、鍛代敏雄『中世後期の寺社と経済』（思文閣出版、一九九九年）、および神田千里

『天文日記』と寺内の法』（五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年）などを参照。

（19）勝俣鎮夫「国質・郷質についての考察」（前掲註（6）勝俣氏著書所収）を参照。

（20）例えば、第二章に後述する近江菅浦・大浦の相論の発端において、被害者側が盜犯の容疑者を殺害してしまったケースは、その一例である。

（21）年月日未詳堅田宛菅浦書状案（『菅浦文書』三九六号、以下、同文書の番号は滋賀大学日本経済文化研究所史料館編の刊本による）。

この史料の推定年代、および相論の性格については、田中克行「村の紛争解決と乙名・文書—堅田相論文書の考察」（『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年）に詳しい。なお、菅浦がこの堅田との相論を有利に展開させるべく、この他にも様々な働きかけを行っていたことは、田中氏の明らかにされた通りである。

（22）「東寺執行日記」九（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）寛正四年十一月六日条。本事例における史料引用は全て同日条からのものである。

（23）「廿一口方評定引付」文明五年一月十六日条（『東寺百合文書』ち 函二〇号）。

（24）「廿一口方評定引付」寛正三年十一月三日条（『東寺百合文書』ち

中世後期の集團間紛争の解決における「罪科の成敗」（前川）

## 研究ノート

## 五六(三六)

(25) 「天文日記」天文十二年八月五日条。

(26) 「塵芥集」一三〇条(佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第二卷武家家法I、岩波書店、初版一九六五年)は、この事件と同様のケースを想定した条項であるが、そこでは「根本おかし候つミのやからを尋さくり、せいはいをくわふへきなり」とある。

(27) 前掲註(3)村井氏論考は、この「煙を揚げる」行為を和解確認の宗教的儀式と理解するが、神田千里「国質・郷質と領主間交渉」『日本歴史』三八二号、一九八〇年)のように「成敗」と理解するのが正しいと思われる。

(28) 前掲註(6)勝俣氏著書などを参照。なお前掲註(5)清水氏『喧嘩両成敗の誕生』一一六頁ではこの語を「あいとう」と訓じているが、この訓をもつ語は「相手になる」の意(『中世法制史料集』第三卷補注一三四および追加補注二六)とされるから、少なくとも本稿の扱う事例では、「あいとう」とよむ方が適切と思われる。

(29) 「長興宿禰記」文明十一年六月一日条。なお、前掲註(5)清水氏『喧嘩両成敗の誕生』一五六~一五七頁でも、この事件を「本人切腹刑」の一事例として挙げている。

(30) 「言継卿記」天文十四年二月四~八日・十五~十三日・十五日・十八日・廿一日・廿六日・三月二一日条。なお、この相論はその後、熊原の成敗よりも栗津供御人の諸公事免除特権の問題に争点が移る。その展開については、今谷明『言継卿記 公家社会と町衆文化の接点』(そして、一九八〇年、のち『戦国時代の貴族』『言継卿記』が描く京都)と改題し講談社学術文庫より二〇〇二年に刊行)を参照。

(31) 『言継卿記』天文十四年二月廿一日条。

(32) おそらく、加害者住宅の破却・焼却が「加害者側集団の成敗」の

函二七号)。

形態として十分と認識されたのは、それが集団・領域内の犯罪に対する厳重な処置の一つであったことに由来すると思われる。なお、本稿でみた事例にとどまらず、加害者側集団による住宅破却・焼却の「成敗」は、主従関係よりも、領域的支配関係、もしくは地縁的関係からなる集団の方に高い親和性があるようである。

(33) 前掲註(8)藤木氏論考。

(34) 勝俣鎮夫「戦国法」(前掲註(6))および「下手人」(『日本史大事典』平凡社、一九九三年)参照。ただ、勝俣氏も指摘されるように、現実には被害者側が引き渡された「解死人」を殺害してしまうケースが存在する。以下本稿では原則として、「解死人」が殺されずに和解の成立する、いわば理念的な慣行を扱う。

(35) 前掲註(8)藤木氏論考八五頁。

(36) 以下、本稿で引用する「鴉鷺物語」のテキストは、新日本古典文学大系54『室町物語集』上(岩波書店、一九八九年)によった。

(37) 「種通公記」享禄二年四月十一日条(『九条家歴世記録』四所収)。

(38) この事件の経過については河内将芳「大永八年の稻荷・東福寺喧嘩について—『種通公記』を中心に—」(『朱』五〇号、二〇〇七年)に詳しい。

(39) 「種通公記」享禄二年三月十三日・十六日・十八日条にそれぞれ、東寺側が報復のための「取懸」(攻撃)を行ったことがみえる。註

(40) 念のため補足すると、死者の件について「相当之儀」を求めたのも東寺側であるが(『種通公記』享禄二年三月十一日条)、その後何度も行われた報復攻撃の結果既に「相当」となったはず、との論法と理解される。

(41) 「鷹庄引付」永正十二年五月廿七日条(『太子町史』第三卷所

収)。以下のこの事件に関する史料引用は全てこの記事による。なお、この事件は前掲註(8)藤木氏論考などの先学の論考でとりあげられている。

(42) 前掲註(8)藤木氏論考八四頁は「[在処]つまり事件現場の村で」とするが、「事件現場の」をあえて補う必然性はないと思われる。

もちろん「在所」には「対象として取上げて、問題とする箇所」(時代別国語大辞典)室町時代編三、三省堂、一九九四年)の意もあるが、もし「殺害現場」の意でこの語が使われたなら、例えば「殺害の在所」のごとく、上に修飾語を付すであろう。

(43) 「経尋記」大永三年十月三日条(『大日本史料』第九編之二十一、四頁)。

(44) 「経覚私要鈔」応仁元年七月十四日条。

(45) 文禄三年二月二日近江岩倉惣提(『岩倉共有文書』、笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄編『日本思想大系22 中世政治社会思想』下、岩波書店、一九八一年)など。

(46) 稲葉繼陽「戦国から泰平の世へ」(坂田聰・榎原雅治・稻葉繼陽『日本の中世12 村の戦争と平和』中央公論新社、二〇〇一年)二四九頁では、「カヤヲ、牛物」を取ったのは鷹在側、「公事」を提起したのが守護赤松側と解する。しかし当該箇所がその前段と「雖然」で結ばれる逆接の関係であることからすれば、この解釈は成り立たない。

(47) 寛正二年十一月三日菅浦惣庄置書(『菅浦文書』三三三号)。本稿では主として『中世政治社会思想』下のテキストによつた。以下この相論に関する史料引用は、特に注記しない限り本文書からのものである。なお、この相論についてふれた研究は多いが、湯浅治久「室町戦国期の地域社会と「公方・地下」」(『中世後期の地域と在地領主』吉川弘文館、二〇〇一年)がもつとも体系的に論じている。

中世後期の集団間紛争の解決における「罪科の成敗」(前川)

(48) 寛正四年九月二日大浦下莊百姓等申状案(『菅浦文書』六三三号)。

(49) 寛正五年四月日松平益親申状案(『菅浦文書』三一八・八一八号)。

(50) 石井紫郎「合戦と追捕—前近代法と自力救済—」(『日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六年)。なおこうした「降参」の觀念は、例えば「降参申上者、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御免」(『看聞日記』嘉吉三年四月廿七日条)との主張のごとく、室町期にも存在が確認される。

(51) なお、未だ憶説の域を出ないが、他の「降参」の作法、例えば「頸をのべる」作法が、斬首を部分的に模した戦意喪失、生殺与奪の権の委託の意思表示とみられる事からすれば、「煙を立てる」作法は、戦闘行為としての焼き討ちを部分的に模し、かかる意思表示をすることに一つの起源があるのではないか。

(52) 前掲註(8)藤木氏論考八二頁。

(53) 「弓矢のまゝには、…候へしか共」の「しか」は過去の助動詞「き」の已然形である。この史料中、明確に過去の時制で書かれているのはほぼこの箇所のみであるから、ここは当該紛争以前の事実を、いわば一般論的に述べたものと解すべきである。

(54) 「いふとも」は仮定の事実をあらわす。もちろん実際には「合力」を依頼したのに拒否されたことを恥じてかよう記した可能性はあるが、ひとまず字義通りに解しておく。

(55) 笠松宏至「盜み」(前掲註(7)書所収)。

(56) 本稿では、藤木氏の指摘された、「解死人と煙」のもつ贖罪・供犠の儀礼としての性格、もしくは宗教的・呪術的性格についてはふれなかつたが、その存在を否定するわけではない。ただ、かかる性格は「罪科の成敗」にも存在しうるであろうから、両者の差異の究明を主たる目的とする本稿では扱わなかつた。

(57) (応永三十年九月)四月十日乘蓮房兼宗書状案および(応永三十年

## 研究ノート

## 五八(三五〇)

カ) 四月十日兼全奉書案〔井口日吉神社文書〕〈福田栄次郎「山門領

近江国富永荘史料—『近江井口日吉神社文書』について—」『駿台史

学』五八号、一九八三年)の三七号・三六号)。富永荘の支配関係につ

いては福田栄次郎「山門領近江国富永荘の研究—中世後期における荘園の支配との様相—」(『駿台史学』三六号、一九七五年)、下坂守

「延暦寺千僧供領の研究—室町時代における近江国富永荘の支配機構—」(『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年)を参照。

(58) 畠山滿慶がこの時期余吳荘を知行していたことは、牧原成征「戦国・織豊期の土地制度と「小領主」—近江国余吳荘東野家を事例として」(『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、二〇〇四年)六三頁に指摘されている。

(59) (応永三十年カ) 四月十日乗蓮房兼宗書状案〔井口日吉神社文書〕三七号)。

(60) (応永三十年カ) 四月十日兼全奉書案〔井口日吉神社文書〕三六号)。

(61) 「おとな」を指導層とした当該期のいわゆる惣村の自治について

は、勝俣鎮夫『戦国時代論』(岩波書店、一九九六年)第II部、および田中氏前掲註(21)著書などを参照。

(62) 『言継卿記』天文十八年十一月十七(廿日条)。この事件は、仁木

宏「空間・公・共同体 中世都市から近世都市へ」(青木書店、一九九七年)など、当該期の京都の「町」共同体とその結合のあり方を示す史料として先学に注目されている。

(63) 『言継卿記』天文十八年十一月廿日条。

(64) 戦国期の禁裏六町については、高橋康夫「町組「六町」の成立と構造」(『京都中世都市史研究』思文閣出版、一九八三年)を参照。当該期の禁裏六町には「月行事」の存在することが知られ、自治的な組

織の痕跡も確認されている。

(65) 前掲註 (64) 高橋氏論考を参照。

(66) この紛争について論じた先学の論考は多いが、主なものとして、前掲註(4)(5)藤木氏著書のほか、村田修三「用水支配と小領主連合」(『奈良女子大学文学部研究年報』一六号、一九七三年)、宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察—甲賀郡中惣を素材として」(『史学雑誌』第八七編第一号、一九七八年)、古宮雅明「近江国甲賀郡における在地権力の形成とその特質」(『文化史学』三六号、一九八〇年)、長谷川裕子「戦国期における紛争裁定と惣国一揆—甲賀郡中惣を事例に—」(『日本史研究』四八二号、二〇〇二年)などがある。

(67) 「三方」の一構成主体たる山中氏とその同名中の在地領主としての性格、およびそれを前提とした甲賀郡域における在地領主連合の形成については、湯澤(久留島)典子「中世後期在地領主層の一動向—甲賀郡山中氏について—」(『歴史学研究』四九七号、一九八一年)を参照。

(68) (永禄八年)三方惣意見條々案〔山中文書〕四〇六号、東京大学史料編纂所蔵写真帳「山中文書」五、以下同文書の番号は「水口町志」下巻の番号による)。

(69) 前掲註(66)に挙げた諸先学の論考では、「放火」の実行主体については、特に明示しないものの「处罚」と解する説(宮島氏、古宮氏)、相手方の当事者たる右部三郷と解する説(藤木氏、長谷川氏)がある。

(70) 第二条の「放火」の主体は一見桧物下莊側であるかに見えるが、「被伐破」、可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>放火」と敬語表現を使い分けていることからすると、破却のみ桧物下莊側が行うと解される。

- (71) 「各々」(「各」、ともに「おののおの」)の当該用例としては、例え  
ば、家臣団の起草になる「六角氏式目」第四条の「各一味同心仕可  
相勵」(『中世法制史料集』第三巻)など。
- (72) 永禄八年六月廿九日三方惣起請文案(「山中文書」二三二号)に  
よれば、「三方」は、裁定を受諾するよう何者か(宛所を欠く)に  
「石部三郷之御本人衆」への説得を依頼している。これとは別に、お  
そらく「三方」の依頼をうけ、「岩根衆惣」他の甲賀郡内の侍衆とお  
ぼしき集団と、隣郡栗太郡の「八郷高野」(慶長十二年六月十四日近  
江三上村・十郷申合条々(東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大谷雅彦  
氏所蔵文書」四)にみえる村落連合「高野八郷」であろう)が、栓物  
下莊側に「三方」裁定の受諾を勧告している(永禄八年七月一日岩根  
衆惣他意見条々(「山本順蔵氏所蔵文書」『甲賀郡志』上巻および『滋  
賀県史』第五巻所収))。これらの集団の位置については別の機会に論  
じたいが、こうした当事者に近い存在にはたらきかけを行っている点  
にも、「三方」の主体性が窺われる。
- (73) この一揆形成については、前掲註(67)湯澤氏論考などを参照。
- (74) 永禄九年十二月十五日三方惣一揆契状案(「山中文書」二三五号)  
本稿では佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第五巻武家家法  
III、岩波書店、二〇〇一年の六三四号によった)。
- (75) この「若党」が村落内の身分をあらわすことについては、前掲註  
(67)湯澤氏論考を参照。
- (76) 例えば、応安六年五月六日松浦党一揆契状写(「青方文書」、佐藤  
進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第四巻武家家法II、岩波書店、  
一九九八年の八九号)など。
- (77) 註(74)に同じ。
- (78) 元亀二年八月廿七日甲賀郡中惣意見条々案(「山中文書」二四三)

中世後期の集団間紛争の解決における「罪科の成敗」(前川)

号)。

(79) 藤木氏前掲註(4)著書および稻葉氏前掲註(5)論考参照。し  
かし両氏とも、後述する家臣団=当該地域の在地領主層からの要望に  
もとづく法定立という点にはふれていない。

(80) 「六角氏式目」一三条(『中世法制史料集』第三巻所収)。  
(81) 勝俣鎮夫「六角氏式目の所務立法」(前掲註(6)書所収)。

(82) 同右。

(83) 「六角氏式目」一二条(『中世法制史料集』第三巻)。

(84) 右にみた「三方」についても、例えば山中氏が六角氏重臣永原氏  
の下代官をつとめるなど、六角氏あるいはその重臣層とのつながりを  
もつことは、前掲註(67)湯澤氏論考を参照。

(85)かかる罪や秩序の觀念については、勝俣氏前掲註(7)論考およ  
びその掲載書、また石母田正「歴史学と「日本人論」(石母田正著作  
集第八巻『古代法と中世法』岩波書店、一九八九年)などを参照。

[付記] 本稿の内容の一部は、二〇〇七年十二月八日の戦国史研究会第  
三三八回例会において、「中世後期の集団間紛争の和解における住宅  
放火について」として口頭報告した。